

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国期今川・徳川領国にみる「名代」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 茶園, 紘己, Chaen, Hiroki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000458

戦国期今川・徳川領国にみる「名代」

茶園 紘己

はじめに

戦国時代は、戦乱が続いていた時代であつたため、戦国大名や給人・土豪を問わず当主が戦争等で亡くなり、その継承者が幼少・若年である状況は少なからず見ることができるといえる。この状況は、「家」が不安定となり滅亡する原因ともなりうる。「家」存続の危機と考えられる。そのとき上位権力（戦国大名等）や従者（国衆・給人・土豪）の「家」は、その存続をめぐり、どのように対処をしたのであろうか。とくに戦国大名は、統制が取れた軍団を形成するために「家」の構造を利用しており、一定の秩序をもつて「家」を存続させることが必要であつた。⁽¹⁾ 本稿は、当主の幼少化にともなう「家」存続の構造を明らかにするために、幼少当主に代わり「家」の課役を負担する「名代」に着目して論じていく。

この「名代」に関する初見の研究は中田薫氏である。⁽²⁾ 中田薫氏は、「名代」には、①代人、②封の後見人（陣代・番代）、③中継相続人、④家督、四つの字義があるとしており、このうち中継相続人と陣代・番代との区別は難しいとする。⁽³⁾ 次いで石井良助氏は、後見人制度を考察するなかで、室町時代以降に武士の間では軍事的負担が重視され、軍事

勤務のための代理人（陣代・番代・名代・手代）という性格を、中継相続人や後見人が帯びることを指摘した。⁽⁴⁾ 家族制度についてまとめた福尾猛市郎氏は、「室町時代に盛んに用いられる「名代」とはただの代人のことでなくて、家名の代位者つまり家督相続人のこと」と指摘している。⁽⁵⁾ 以上の研究は、古代から近世までを通史的に検討し、中世における「名代」の特徴を指摘したものといえる。

個別事例を検討した研究は様々ある。今川・徳川氏の研究においては柴裕之氏と平野明夫氏の研究がある。まず柴裕之氏は、東条松平家の「名代」松井忠次へ発給された起請文の内容から、「名代」の役割・権限を指摘している。⁽⁶⁾ また「名代」は、幼少当主の家中へ影響力を持つとした上位者（徳川家康）の思惑と保証で成立したとし、「名代」松井忠次は家中における、自身の政治的立場を保持しようとしたと指摘し、その成立の背景について考察した。ついで平野明夫氏は、三河国衆の八名西郷氏の事例から、「名代」に西郷氏家中の裁量を任せ、それを家康が保証する状況から徳川氏と西郷氏が主従関係を結んでいたと推測する。⁽⁷⁾ 「名代」の保証が主従関係のメルクマークになるということであらう。

また丸島和洋氏は、柴裕之氏の指摘をもとに、甲斐武田氏家臣の事例を踏まえ「名代（陣代）」とは当主となるべき人間が幼少で、軍役をこなせない場合、本人が成人するまで（十八―二十歳）と期間を区切って一族中の有力者から選ばれた家督代行者を指す。基本的に大名の指名ないし承認を得ることで定められ、知行・同心を一時的に引き継ぐのである」と端的にまとめている。⁽⁸⁾

薩摩島津氏の研究では、松迫知広氏が「御名代」島津義弘の権限や役割を検討した。そのなかで義弘の立場は「名代就任によって次期家督とされたこと」、その地位は「義久を越えることはなく、名代はあくまでも代理でしかなかった」とした。⁽⁹⁾ 長谷川裕子氏は、近江今井氏の領主権力の性格を追及し、「幼少の今井氏当主を補佐するための名代」に

選ばれ、今井氏の領域支配を任された今井中西氏について検討した。⁽¹⁰⁾そして、戦国期において当主の領域支配を補佐する役目（執権・家宰・老中）は、当主のごく近親の分身的立場の一族ではなく家臣が務めるものであったとした。

以上が管見の限りでの「名代」に関する個別事例の研究である。ここでは「名代」を担う個々の人物が保持する役割や権限は明らかにされているものの、「名代」がなぜ成立したかや、「名代」そのものの役割・権限・設置目的などについては、なお検討の余地がある。

そこで本稿では、今川氏・徳川氏の領国にみえる「名代」について検討していく。天文十五年（一五四六）以降、今川氏は三河国に侵攻していく過程で軍事力を確保することが、とくに重要となってくる。そのようななかで、今川氏の領国として支配が浸透した駿河国・遠江国や侵攻先である三河国では、当主幼少化にともなう「名代」の事例が少なからずある。また永禄三年（一五六〇）の桶狭間の戦い以降に、徳川氏が三河を平定していく過程のなかにも、同様の「名代」の事例が比較的豊富に確認できる（本稿において家康は、松平氏や徳川氏を名乗るが、便宜上「徳川氏」「徳川家康」に統一して記す）。以上のように今川・徳川領国では「名代」の事例を豊富に確認でき、当主の幼少化にともなう「家」存続の危機への対処を明らかにするために適当な検討材料であるといえる。

さて、これらの研究を踏まえたうえで本報告の目的は以下の三点である。第一の目的は、柴裕之氏らが指摘した「名代」の権限・役割と位置づけについて、今川氏と徳川氏の領国における事例を加え再検討する。そして戦国期の「名代」成立の背景、設置期間、役割・権限、人選、設置目的について考察する。第二の目的は、その上で戦国大名の国衆統制における「家」と家督の重要性を位置づける。以上より戦国期における若年当主の存在意義を明らかにする。これが第三の目的である。

一 今川領国における「名代」

1 軍役の「名代」

まず、今川氏の領国の駿河国・遠江国について検討する。今川領国内で「名代」の文言を含む文書は何点か確認できる。⁽¹¹⁾とくに、その様相がわかる遠江国の村松氏と駿河国の井出氏の事例を取り上げ検討する。村松氏の事例では、戦国時代において大名が最も重要視した軍役に関する「名代」を、また井出氏の事例では、軍役とともに重要であったとされる寺社興行に関する「名代」を検討していく。

それでは、村松氏について検討しよう。村松氏は遠江東部の土豪であると考えられ、また戦国大名今川氏の重臣である三浦氏の同心であることが、次の史料から確認できる。

【史料一】今川義元判物写⁽¹²⁾

(元政)

三浦左京亮知行仁田村之年貢員数、米貳百壹俵貳斗、代物貳貫文地之事

此外壹石一斗一升高尾江元政寄進之間、永除_レ之也、

右、左京亮知行、数年依_二旱_一令_二困窮_一、借錢・借米為_二過分_一之間、彼知行五百貳拾貫文仁売渡、進退可_レ続之由、達而令_二訴訟_一之条、不_レ準_二自余_一買取_二之儀_一、領掌畢、一円買得之上者、永為_二私領_一可_レ所務、年貢以下百姓等令_二難決_一者、為_二地頭計_一新百姓可_レ申付、然間左京亮永代致_二同心_一、可_レ走廻、若彼地増分就_二令_一出来者、無_レ相違、遂_二所務_一、隨其分限得可_レ加増、但陣番知行役之事、為_二幼少_一之間、以_二名代_一可_レ勤_レ之者也、仍如_二件_一、

天文廿四

七月六日

(今川義元)
治

遠藤楠鍋

【史料一】は、天文二十四年（弘治元年・一五五五）に三浦元政が遠藤楠鍋へ知行地を売却することを、今川義元が許可し安堵したものである。今川領国において知行地の売却は基本的に禁じられている。しかし、三浦左京亮の知行地は旱魃によって困窮していたため、特別に売却が認められた。⁽¹³⁾ とくに三浦氏は今川氏の重臣の家であり、弘治三年（二五五七）の西尾城在城の際に、元政は「番衆」へ異見する立場にある。⁽¹⁴⁾ このように軍事的に重要な役割を担っていたこともあり知行地の売却が認められたのであろう。

ところが、軍役を賦課する上で重要な知行地の売却先が、楠鍋丸の名からわかるように幼少の者である。つまり軍役の負担ができない人物と考えられるのである。この問題に対する解決手段として軍役（陣番・知行役）は、楠鍋丸が幼少である間は、「名代」によって務めることが決定された。この楠鍋の「名代」を、次の【史料二】から確認できる。

【史料二】村松正久等連署契状⁽¹⁵⁾写

御知行仁田村員数之事、

合貳百拾九俵壹斗三升

同貳貫文代物、此外二壱石貳斗貳升地高尾三浦左京亮殿御寄進、永代除之、

右、永代買徳申候、然上者、永御同心ニ参可_レ走廻候、此上者、彼地一円ニ御綺有間敷候、為_レ知行可_レ致_二所務_一候、殊ニ（今川義元）御上意様より御判形被_レ為_二請御申_一、被_レ下候上者、知行役・陣番・御普請等無_二相違_一可_レ勤申候、

為_レ其親子三人之判迄、以此一札申候上者、少も如在有間敷候、仍如_レ件、

村松九郎左衛門尉
正久（花押影）

天文廿四^{乙卯}年七月六日

同左衛門九郎

綱吉

(遠藤楠鍋)
くすなへ丸

三浦左京亮殿参
(元政)

この史料は、遠藤楠鍋丸が買い取った知行地について、三浦元政の同心として奔走するので、その知行地への干渉を元政がしないことを求めるとともに、知行地に賦課されている知行役・陣番・普請などを務めることを約束した契状である。⁽¹⁶⁾

この村松正久と綱吉は、今川氏の課役（知行役・陣番・御普請）を務めることを約束し、そのために「親子三人之判」を捺すことを明記している。ここから【史料一】にみえる「名代」が、楠鍋と血縁関係にある村松氏の親兄弟であることがわかる。楠鍋の名字が親兄弟と異なり「遠藤」であるのは、村松氏から遠藤氏へ養子に出されたことを示しているであろう。遠藤氏への養子入りの詳細は不明である。

ここでもう一点大事なことを確認したい。それは今川氏が元政の知行地の売却を許し、その経済的危機を救済していることである。知行地の売却が行われた場合に、元政を頂点とする軍団の総数が減り弱体化することになる。その対策として、知行地の買主である楠鍋を元政の「同心」として付属することで、軍団の総数を維持しようとしていた。つまり今川氏による一連の処置は、元政の軍事力を維持し、それを通じて今川氏の軍事力を維持するための対処であったといえる。とくに今川氏は、知行地の買主が課役を務められない幼少の者であっても、知行地の売却を認めている。この特殊な状況が許されたのは、「陣番」「知行役」などの課役を、「名代」によって負担することを今川氏が認めたからである。つまり、戦国大名の軍事力を維持する上で、「名代」という役割が重要な意味をもっていたことを指摘できる。

このような課役負担の代行は陣番のみでなく、神社に賦課される社役などにも適用されていた。それを井出氏の事例で確認していこう。

2 社役の「名代」

井出氏は駿河東部富士山の西麓を拠点とし、地頭（給人）へ年貢・諸公事の定納を請け負う今川氏権力の末端を構成する土豪として軍役を負担していたと評価され、大宮浅間神社大宮司富士氏と密接な関係があったことを大久保俊昭氏が明らかにしている。⁽¹⁷⁾ この先学に学びながら次の史料を確認しよう。

【史料三】今川義元判物⁽¹⁸⁾

^(懸紙ウハ書)

「井出千代寿殿 治部大輔」

駿河国富士上方内、井出甚右衛門尉知行稲葉給、并被官百姓居屋敷等之事、

右、甚右衛門尉女子松千代爾、就_レ令_二契約_一、為_二一跡_一彼地代々証判相副、如_二前々_一一円可_レ讓渡_二之旨_一領掌、向後不_レ可_レ有_二相違_一、同道者坊之事、如_二年来_一可_レ相_二拘之_一、但式貫五百文充之儀者、為_二造営分_一、每年大宮代官江可_レ相渡、其上或実子出来、或自余之智・親類・縁類等、雖_レ企_二競望_一、甚右衛門尉讓状明鏡之上者、一切不_レ可_レ及_二許容_一、若彼契約旨於_レ令_二違変_一者、甚右衛門尉借置米錢、速令_二沙汰_一、知行松千代女へ可_レ還附、彼知行内宮分神事諸役等、如_二前々_一不_レ可_レ令_二怠慢_一、至_二無沙汰_一者、宮分可_レ令_二改易_一、守_二此旨_一、弥可_レ令_二奉公_一之状如_レ件、

天文式拾三甲寅

四月廿四日

治部大輔（花押）

井出惣左衛門尉子
千代寿殿

この史料は、天文二十三年四月に、井出甚右衛門尉堯吉が跡職を惣左衛門尉盛重の子の千代寿へ譲渡したことに關する文書である。その内容は以下の三点にまとめることができる。

① 堯吉は男子がいなかったため、その娘の松千代と盛重の子千代寿が婚姻の契約をして、跡職を千代寿に譲渡した。但し婚姻を破棄した場合には堯吉が借りていた負債を返済し、知行地は松千代に返却する。② 道者坊の運営を安堵され、造営分として二貫五〇〇文を大宮代官へ納めることが定められる。③ もし堯吉の子が生まれたり、他の智・親類・縁類が跡職を望んだとしても許容してはならない。また知行地のうち宮分の神事諸役（社役）を怠慢のないように務め、無沙汰した場合は宮分を改易する。

この文書の理解には女性の知行地の所有権についての理解が必要である。田端泰子氏は、男の実子がおらず、女子が婿をとった場合の相続権について「悔返権付相続」を提起している。⁽²⁰⁾これによって文書を解釈すると以下ようになる。知行地の所有権は松千代にあり、婚姻関係が継続される限り、その婿千代寿が知行地を管理し課役負担をする。ただし離縁した場合には、堯吉が借りていた米銭を返却することを条件に、知行地は松千代に返還されることになる。さて本論で問題にすべきは、「千代寿」が幼少であるため社役の勤仕に問題が生じる点である。とくに千代寿が相続した知行地は、宮分の神事諸役を務めることが義務となっている。もし神事諸役を怠慢した場合には「宮分」を改易すると明示してある。これについても「名代」が立てられていたことが、次の史料からわかる。

【史料四】今川義元判物⁽²¹⁾

（懸紙ウハ書）
「井出惣左衛門尉殿」

去々年信州江、富士下方之人數、為_二甲州之合力_一差遣之処、就_二井出甚右衛門尉煩_一、一宮出羽守仁相断令_二帰陣_一、彼煩終不_レ平癒令_二死去之上_一、廣瀬三右衛門尉并土橋彦三郎為_二訴人_一、構_二虚病_一致_二帰陣_一之旨訴出之条、双方遂_レ裁断_二之処_一、一宮出羽守為_二証文_一之間、尋_レ之令_二糺明之上_一、相煩旨無_レ紛由返答、殊依_二其煩_一令_二死去_一之条、甚右衛門遺跡所_レ付道理也、然者知行之事者、遺跡千代壽仁永無_レ相違_一領掌了、若重於_レ及其沙汰者、任_二通法_一可_レ加_二下知_一、社役之事者、如_二年来_一、以_二名代_一可_レ勤_レ之者也、仍如_レ件、

弘治參年

六月廿二日

治部大輔（花押）

井出惣左衛門尉殿
(盛重)

この文書から、千代寿が相続した跡職に関する訴訟が行われていたことがわかる。弘治元年に、武田氏への援軍として出陣していた堯吉が病氣により帰陣した。これについて広瀬と土橋が「虚病」であつたと訴えを起こした。しかし、堯吉の寄親一宮出羽守の証言により、跡職は千代寿に安堵された。そして社役は年来のごとく「名代」をもつて務めるように命じている。

千代寿に譲渡された知行地に関する訴訟の裁定結果が、その父盛重に対して発給されている。ここから盛重が「名代」として、社役（神事諸役）を勤仕していたと考えられる。また「名代」は訴訟の当事者として扱われていることから、盛重が千代寿の知行地の管理をしていたと考えられよう。盛重は千代寿の知行地を管理し、社役（神事諸役）の負担に責任を負う立場にあつた。⁽²²⁾

大久保俊昭氏は、千代寿へ跡職が譲渡された理由に男子がいなことを挙げている点を、名目的な理由であるとし、実際は経済的な困窮（史料三）の「借置米銭」を解消するために、婚姻を媒介に知行地を同族の千代寿へと譲渡し

たとする。⁽²³⁾ たしかに、経済的な困窮は大きな問題である。しかし、男子がいないことを名目的理由とするのは誤りであろう。堯吉が病を患い帰陣したことで、以後の課役負担は困難になったと考えられる。そうなれば改易の対象となるだろう。何よりも男子¹¹後継者がいないのであればなおのことである。つまり千代寿へ譲渡するにいたった理由は、後継者がいないこと、経済的に困窮していたことの二つを考えるべきである。そのために、婚姻を媒介として盛重の息子へ譲渡することで両方の問題を解決したのである。

井出氏は婚姻により「一族の知行の散逸を防ぐ⁽²⁴⁾」とともに、課役負担の怠慢による改易を防ぐ必要があった。そのため婚姻によって千代寿が譲り受けた知行地は盛重が管理し、課役についても盛重が責任を負っていた。盛重が「名代」に立てられたのである。

以上から「名代」の設置目的について考察する。今川氏は経済的困窮に瀕した家臣らを救済するために、知行地の売却や婚姻による知行地の譲渡を認めていた。それには知行地に賦課した課役を負担させる目的があったと考えられる。たとえ買主・相続者が幼少であっても、幼少の者の代わりに「名代」が課役負担することを条件に、大名は売却・相続を認めたといえる。買主・相続者側の一族は、そうすることで知行地の改易を防ぎ「家」の経済基盤を保持する目的があった。つまり戦国大名と家臣の双方の利害が一致して「名代」が立てられたと考えられる。

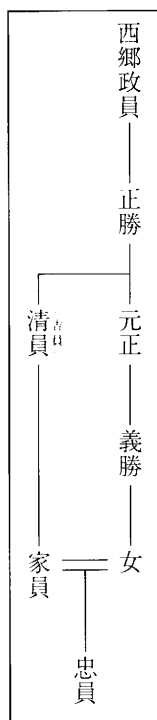
二 徳川領国の「名代」

1 八名西郷家の事例

三河国は天文十五年に今川氏が侵攻を開始し、永禄三年（一五六〇）の桶狭間の戦いまで今川領国であった。永禄

三年以降は、徳川氏が永禄九年までに三河国を平定していった。その過程において、八名西郷氏と二連木戸田氏の「名代」を確認できる。この二つの事例から、徳川領国の「名代」の具体的な役割と権限について検討していく。

まず初めに見ていく、三河国の八名西郷氏は、三遠境目に存在する嵩山月ヶ谷城（愛知県豊橋市）と五本松城（同市）を本拠とした二系統が確認されている。⁽²⁵⁾今回中心に扱うのは嵩山月ヶ谷城を本拠とした西郷氏である。この西郷氏は、天文十五年の今川氏による三河侵攻に際して今川氏に従属していた。⁽²⁶⁾桶狭間の戦い後、永禄四年四月十一日からの東三河の動乱に際して、反今川方として活動していたことが知られる。そのうち、当主である西郷正勝と子元正



八名西郷氏系図

が九月十一日に討死したとされる。そして、この跡職を継いだ元正の子義勝は幼少であった。次の二点の史料は、それに関連するものである。

【史料五】酒井忠次判物写⁽²⁷⁾

(西郷元正)(義勝)

孫六郎殿御子息御成人之際、其方為「名代」可_レ被_レ成御走廻候、然者御家中御親類・被官・御領中等可_レ為「御

覚悟」候、自然從御同心中、対「其方」就_レ有「述懐申人」、一円於「拙者」聊不_レ可_レ有「許容」候、但可_レ為「筋目次

第一候、元康前之義者、我等可_レ有「御任心置」候、恐々謹言、

(永禄四年)

左衛門尉

十月廿九

忠次判

(吉員)
西郷孫平殿

人々

【史料六】松平元康判物写⁽²⁸⁾

孫六郎殿御子息御成人之際、其方為「名代」可有御走廻候、就其親類之官知行等、可有御覺悟候、若從家中拙者江雖有訴申子細、一切不可許容、猶具左衛門尉可申入、仍如件、
(酒井忠次)

永祿四年

十一月六日

藏人佐

源元康判

(吉員)
 西郷左衛門佐殿

【史料五】からわかるように、西郷氏の軍勢を率いる当主義勝は幼少である。このことは、軍団の統制を任せるうえで徳川氏にも重大な問題である。この当主幼少の問題への対処として、義勝の叔父である西郷吉員が「名代」に立てられた。その役割として、義勝が「御成人之際」(御成長する時期)に、吉員が「名代」として尽力し「御家中御親類・被官・御領中」のことについて「御覺悟」(格護⁽²⁹⁾支配)することが認められた。そして「御同心中」や「家中」が、酒井忠次・家康に訴えを起こしても許容しないと、吉員の「名代」としての役割を保証している。ここでは「名代」吉員に対する「御同心中」の訴えについて考察しよう。

この「御同心中」の文言を用いた酒井忠次の文書は、十月晦日の「岡崎衆」による牛久保攻めの前日に出されてお⁽³⁰⁾り、軍事上の問題から【史料五】を発給したと考えられる。また酒井忠次は、永祿七年六月二十二日以降、吉田城代として東三河支配の中心を担い、徳川氏の軍制では「旗頭」として東三河の国衆を中心に率いていたとされる。⁽³¹⁾その点を念頭に置くと、酒井忠次は麾下にいる「御同心中」(とくに徳川氏に味方した東三河国衆)からの訴えを受ける立場にあったといえる。それに対し家康は、義勝の主人の立場から、「家中」(親類・被官)よりの訴えを受け付け⁽³²⁾ないとし、吉員の立場を保証した。

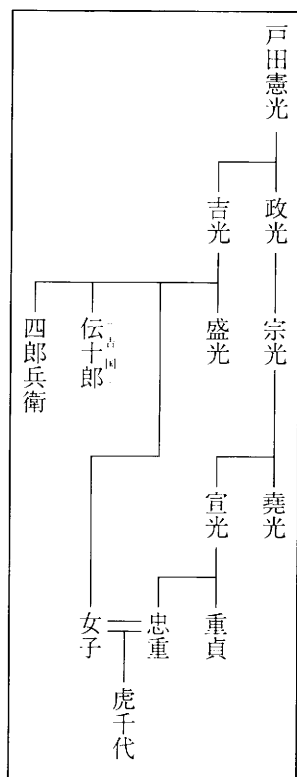
平野明夫氏は、「親類・被官は「御同心中」「家中」と表現される存在」であるとしている。しかし「御同心中」は、

家康を主人とし、軍役においては酒井忠次の指揮下となる存在であると考えられる。そのため「御同心中」を親類・被官と解釈すべきではないだろう。

以上からこの二点の文書は、それぞれ違う立場で吉員の立場を保証したものと考えるべきである。とくに【史料五】の「名代」の権限の保証は、十月晦日の「岡崎衆」による牛久保攻めの前日に出されている。つまり西郷氏の軍役負担に関する問題が浮上したことを契機に、「名代」の権限の保証が行われることを指摘できる。

このように西郷氏家中や同心から訴えられる「名代」とは、具体的にどのような権限を有していたのだろうか。その点は、次にみる二連木戸田氏の事例から確認しよう。

2 二連木戸田氏の事例



二連木戸田氏は、田原城主の戸田宗光の次男宣光が二連木城（愛知県豊橋市）を本拠とした一族で、八名西郷氏と同様に天文十五年の今川氏の三河侵攻以降に、その従属下に入っていたと考えられる。永禄七年五月に、宣光の子重貞が今川氏から離反し、家康に属することにな

る。しかし、重貞は同年十一月に死去し、その跡を継いだ弟忠重も永禄十年六月に死去している。この跡職を継いだのが当時六歳の虎千代（康長）であった。幼少の虎千代の「名代」には、叔父戸田伝十郎（吉国）がなっていた。

【史料七】徳川家康判物⁽³³⁾

(戸田康長)
虎千世名代之事

一、虎千世分別出来次第可_レ仕事、

一、知行所務等、後室可_レ為_レ相計_二事、

一、諸被官扶持給、伝十郎見合可_レ出_レ之、并侍衆虎千世江奉公之儀、伝十郎申付旨、於_二無沙汰者可_レ入替_二事、

右条々、不_レ可_レ有_レ相違、若令_二違背_二雖_レ有_二企_二訴訟_二輩_二、一切不_レ可_レ許容_二者也、仍如_レ件、

永禄十一_二戊辰_二年

三月 日

家康(花押)

戸田伝十郎殿

【史料七】は、家康が「虎千代名代之事」として、叔父吉国の権限を保証した文書である。吉国は、弘治年間に経済力を背景とした奉公を賞せられ、今川氏から諸役免除や知行地を与えられている⁽³⁴⁾。このことから、吉国が軍役を務めるには十分な経済力を保持していたことが伺える。また吉国の姉は虎千代の生母であるとされており、そのような縁戚関係から「名代」となったのであろう。

一条目で、吉国は、虎千代が分別を出来るようになったら仕えよとあり、それまでは「名代」としての役割を担ったと思われる。「分別」とは、おそらく家督としての力量_二軍団の指揮や知行所務の能力_二などが備わったということだろう。つまり分別できるようになれば、吉国は「名代」から外れるということがいえる。次に二条目では「知行所務」などについて、後室(吉国姉)が計らうように定められている⁽³⁵⁾。「知行所務」とは、年貢高の決定や年貢の徴収・運用などを指すものと考えられる。この「知行所務」も、本来は「名代」の権限だったため、別人が計らうことが吉

国に伝えられたと考えられる。三条目では、被官の扶持給は吉国の裁量で与える権限、侍衆が虎千代へ奉公するとき、吉国の命令に従わない場合、その入れ替えをする権限を与えられていた。最後に、これらについて訴訟してくる輩がいても家康は許容しないと、吉国の権限を保証している。つまり被官の扶持給付権と軍事統率の権限を保証している。これら三点が「名代」の具体的な権限である。

ところで、虎千代に所領安堵されてから「名代」の権限が保証されるまでには、九ヶ月が経っている。⁽³⁶⁾「名代」には、「知行所務」などの平時にも関わる権限も付与されており、その保証は所領安堵と同時にあっても良いはずである。西郷氏の事例では、「名代」の権限の保証が、軍事上の問題を契機として発給されていた。戸田氏の事例も同様に考えるならば、永禄十一年十二月に家康が遠江国に侵攻するまでの期間、対今川氏への防備のために在番が問題となったのかもしれない。⁽³⁷⁾「名代」の権限が保証される契機とは、課役の負担が公に問題となった時と考えるべきであろう。

三 「名代」の役割と位置

1 「名代」松井忠次の立場と権限

本章では、東条松平氏の事例にみえる「名代」を、前章までの事例を踏まえて再検討していく。東条松平氏の「名代」松井忠次については、すでに平野明夫氏と柴裕之氏によって、その関係が明らかにされている。⁽³⁸⁾

東条松平氏は三河松平氏の庶流家の一つである。天文二十年の起請文によると、当主であった甚二郎が「逆心」し、それに対して弟の甚太郎忠茂が「返忠」を申し出たことで、今川氏から甚二郎の跡職を安堵された。⁽³⁹⁾それに続き「如

此上者松井・山内兩人可任置候」とあり、松井忠次と山内助左衛門は跡職について「任置」かれていたことがわかる。また松井忠次は、甚二郎の逆心を今川氏に知らせた功績により、忠茂の同心として奉公するように命じられた。⁽⁴⁰⁾のち弘治二年二月二十日に忠茂が討死すると、その跡職を子息の亀千代（松平家忠）が継いだ。それを安堵した今川義元判物には、忠茂が保久・大林において討死した忠節により、その「知行・被官以下」を亀千代に安堵し、「若被官・百姓就有緩怠之儀者、遂糺明可令成敗」と、緩怠する「被官・百姓」を処罰する権限を認めている。⁽⁴¹⁾

亀千代の生年は不明だが、その名から幼少であることが伺える。今川氏は、当主が幼少であることを承知の上で跡職を安堵し、「被官・百姓」への処罰権を保証しているのである。当然このような場合は、別の誰かが知行地の管理や「被官・百姓」の処罰を代行しなければならない。それを担っていた人物が松井忠次である。この七ヶ月後、松井忠次は「名代」となっていることが確認できる。

【史料八】今川義元判物⁽⁴²⁾

（封紙ウハ書）

「松平亀千代殿

（家忠）

治部大輔」

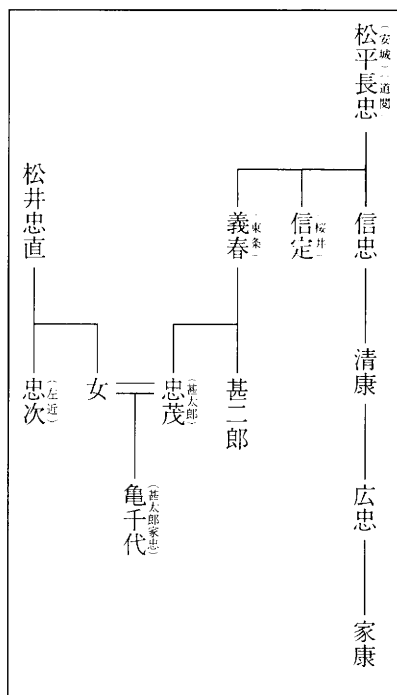
松平甚次郎先年尾州江罷退、其已後自尾州廻關東、遂堪忍、此間者又尾州境目江罷越之旨、其間有^レ之、若亀千代被官并百姓等於^レ令内通者、糺明之上可^レ加成敗、縦甚二郎可^レ致忠節^{（松平忠茂）}之旨雖^レ企訴訟、甚大郎討死忠節之上者不^レ可^レ有^レ許容、為^レ亀千代名代、松井左近尉可^レ致^{（忠次）}諸事異見、知行方之儀、如先判是又永不^レ可^レ有^レ相違之状如^レ件、

弘治貳年

九月二日

治部大輔（花押）

松平亀千代殿



東条松平氏系図

この史料は、今川氏が亀千代に対して、もし甚二郎に内通する亀千代の被官と百姓等がいたら処罰するように命じている。そして甚二郎が今川氏に忠節することを訴えて、忠茂の跡職を求めたとしても許容しないことを約束している。そして、亀千代が幼少であるため、松井忠次が「名代」として「諸事異見」することを定めている。

境目に戻ってきているとの噂があった。(43) これにより、東条松平家の家中でも、甚二郎に内通する被官・百姓が現れることが懸念されたと考えられる。それを契機に今川氏は、改めて亀千代を支持すること、東条松平家から離反者を出さないように家中統制することを求めたのであろう。ただし幼少の亀千代では、内通者を糺明し処罰することはできない。そこで、その叔父である松井忠次に「名代」として糺明と処罰に当たらせたと考えられる。

松井忠次が「名代」となった理由には、柴裕之氏が指摘するように母方の叔父であることが大きいと考えられる。この他に、父忠茂のときより、松井忠次は東条松平家の知行地について「任置」れており、東条松平家の事情に精通している点を挙げられる。(44) そして何よりも、松井忠次は、東条松平家中のなかで反甚二郎派の立場の人物である。今川氏は、以上のような背景に基づき、松井忠次に「名代」として東条松平家の家中統制を任せたと考えられる。

さて永禄三年五月十九日の桶狭間の戦いの後、今川氏は西三河から退くことになる。このとき、今川氏から松井忠

次に保証された「名代」の立場は、徳川氏によつて引き継がれたとされる。⁽⁴⁵⁾ その根拠となっているのが、次の【史料九】と【史料十】である。

【史料九】松平元康起請文⁽⁴⁶⁾

起請文之事

一、其家中之儀、ひくわん以下申様候共、取上ましき事、^(被官)

一、龜千代領中ひくわん以下、諸事年来のことく、其方可^(松平家忠)為^(松平家忠)異見事

一、龜千代成人之時、しせん何かと被^(自然)申事候共、其方之儀、見はなし申ましく候事、

一、此方之宿老中、其家中之儀、何かと申事候共、取上ましき候事、

一、諸公事之儀、一切筋目次第可^(レ)有^(レ)異見^(レ)、又用事直談ニも可^(レ)有事、

若此儀少もいつはり候者、

梵天・帝釈・四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、別伊豆・箱根両所権現、三島大明神・八幡大菩薩・天満
大自在天神のはんを可⁽²⁾蒙者也、仍如^(レ)件、

(永禄三年カニ47) 松蔵

六月六日

元康(花押)

松井左近殿

【史料十】松平元康起請文写⁽⁴⁸⁾

起請文之事

一、龜千世殿無沙汰有間敷事、^(松平家忠)

一、ぬき公事有間敷事、^(抜)

一、左近進退無沙汰有間舗事、

一、亀千世殿家中之儀、左近可^レ為^レ異見^一候、縦傍輩之者雖^(マ)申様、許谷有間敷事、

一、亀千世殿若氣^二而^一、於^レ如在有^レ之者、左近儀我等扶持可^レ申候事、

右、於^レ条々相違^一者、上者梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小神祇、別而天満大自在天神之可^レ蒙^一御罰者也、仍起請文如^レ件、

永禄五

四月十三日

元康御在判

松井左近とのへ

まず【史料九】は、今川氏が桶狭間の戦いを契機に西三河支配から後退し、家康が本格的に支配を開始したことに⁽⁴⁹⁾より、松井忠次の従来⁽⁴⁹⁾の立場と役割を保証した家康の起請文である。このとき、松井忠次が自身の立場を保持するためには、東条松平家の主家として今川氏に代わりうる、家康の保証が必要であつたと考えられる⁽⁵⁰⁾。また家康にとつては、実際に東条松平家をまとめ動かしていた、松井忠次と関係を持つことで、統制された軍事力を得ることは重要であつたと考えられる。

この文書的一条目は、家中のことを、亀千代の被官が家康に訴えることがあつても取り上げない。二条目は、亀千代領と被官以下の諸事を、これまでのように松井忠次が異見をするべきこと。三条目は、亀千代が成人した時に、もし松井忠次にいろいろと申してきても、家康は松井忠次を見放さない。四条目は、家康の重臣らが、東条松平家中のことを訴えてきても家康は取り上げない。五条目は、諸公事はすべて筋目のとおりに異見し、また家康に「用事」が

あれば直談すること。以上が定められている。

次に【史料十】の発給にいたる経緯は以下の通りである。永禄四年四月十一日から、今川氏と徳川氏は明確に敵対し、同年六月頃に徳川氏は、今川方が守る西条城（愛知県西尾市）を攻め落とし、そののち近隣の東条城を攻めている。それに際して、松井忠次は津平に砦を立て、その功績により津平一円を与えられることになった。⁽⁵¹⁾そして永禄五年四月十三日には、東条城代の役目を家康から任じられ、同日に【史料十】の起請文が発給された。このような松井忠次の役割の変化に應じて、【史料九】とは別に発給されたものと考えられる。⁽⁵³⁾

それでは、この起請文の内容をみていこう。一条目は亀千代を蔑ろにしない。二条目は、「抜公事」をしないこと。三条目は松井忠次の「進退」を蔑ろにしない。四条目は、亀千代の家中のことを松井忠次が異見すべきこと、「傍輩」が訴えても許容しない。五条目では、亀千代が「若氣」により松井忠次を疎略にすれば、家康が「扶持」を与えることが定められた。

柴裕之氏は、両起請文から家康が松井忠次の「亀千代名代」としての立場を保証し、引き続き「家中之儀」に対し「異見」をおこなうことを認めている」としている。ただし、この起請文に「名代」の文言は見られないため、これらすべてが「名代」に起因する役割・権限かを検討する必要がある。まず松井忠次に与えられた権限を次にまとめた。

〈1〉亀千代の家中のことについて、徳川家康の重臣からの干渉、亀千代の被官からの訴えを家康は取り上げないことを約束され、その役割が保証される。

〈2〉亀千代の領地・家中・被官についての「諸事」を異見する。

〈3〉「公事」についての裁量権を保持する。

〈4〉松井忠次と亀千代の間で問題が起った場合は、家康の扶持が松井忠次に与えられる。

このうち、〈1〉〈2〉については西郷氏や戸田氏の事例でも保証されており、「名代」の役割・権限である。〈3〉について検討しよう。井出氏の事例でみたように、「名代」は幼少当主の所領を管理し、それに関する裁許について当事者として対応していた。これと同様に、松井忠次は、〈2〉で亀千代の領地等について「異見」する立場にある。また、〈1〉では家康やその重臣への、亀千代家中からの訴えを取り上げないことを保証されている。つまり亀千代家中における「公事」(裁許)についての裁量権を持っていたといえよう。そのため、「名代」の権限であるといえる。

〈4〉は松井忠次の進退保証である。松井忠次は亀千代の叔父で、かつ東条松平家(亀千代)の家中(親類)の立場にある。もし当主の亀千代と松井忠次が対立し、疎略な扱いをうければ、松井忠次は東条松平家中における立場を失うこととなる。その可能性から、家康よりの進退保証がされたと考えられる。それによって、松井忠次は「名代」としての役割・権限を十全に行使しえたといえよう。つまり〈4〉は「名代」の権限を行使するために必要な保証がされたと考えられる。

2 松井忠次への「如在」

〈4〉のように、亀千代が松井忠次を疎略に扱う行動は、家中内部の意図が反映されていたものと考えられる。それを次に確認していこう。

【史料十二】松平元康書状⁽⁵⁴⁾

つ(円)の平儀(出置)、其方一(不審)ゑんいたし(尋)おき候、かめ千代とのへ何用も(家)か中の衆何たる事申候共、とりあけ候ましく候、もしふしん(不審)き候ハ、たつね可(尋)レ申候、恐々謹言、

(永禄五年)
十一月吉日

元康(花押)

(ウツ書)

「切封墨引」

松蔵人

元康

松井左近とのへ

「

【史料十二】は、津平郷を松井忠次へ一円に与えること、亀千代の家中が亀千代へどんなことを訴えたとしても取り上げない旨を伝えた家康の書状である。この津平郷一円は、家康が今川方の東条城を攻めたとき、松井忠次が津平砦を立てたことを賞して与えることが約束されていた。⁽³⁵⁾

この文書は、津平郷の宛行が亀千代やその家中充ではなく、松井忠次に対しての安堵であることを明示したものと考えられる。⁽³⁶⁾この所領について、東条松平家中が亀千代へ訴えても取り上げないことが記されている。なぜ松井忠次へ与えられた津平郷について、東条松平家中は亀千代に訴えているのであろうか。

ところで家康は、永禄六年十月二十四日に松井忠次の幡豆取出における働きに対して「衆儀二付候て、しんろう祝着候」と、亀千代家中の「衆儀」(合議)⁽³⁷⁾での「辛勞」を労っている。ここから、「名代」松井忠次は亀千代家中の合議を取りまとめていたことがわかる。つまり、松井忠次は「名代」として、亀千代に代わり東条松平家中(松井忠次の「傍輩」)の軍事指揮や扶持給付をする立場にあった。

おそらく津平砦を立てたときも、松井忠次は東条松平家中を率いていたと考えられる。その功績への褒賞である津平郷が、松井忠次のみに与えられることに対して、亀千代家中が不満に思い、松井忠次の主人である亀千代を通じて訴えることが想定されているのであろう。家康が松井忠次に知行地を与えるときに、亀千代家中が亀千代へ訴えることを想定しているのは、「名代」の権限が関わっていたと考えるべきである。

起請文の規定により、東条松平家中が直接家康へ訴えても取り上げられなかった。そこで、松井忠次と主従関係に

ある亀千代を通して訴えたと解釈できよう。もし、その対処をめぐって亀千代と松井忠次が対立した場合、松井忠次は召放たれる可能性がある。その対策として家康は〈4〉にみえるような、松井忠次の進退保証をしたのであろう。なお上位者への訴えを認めない条項は、その他の「名代」の権限にもある。このことから、「名代」は家中からの反発を受ける立場にあったといえる。

さて、以上の検討結果から「名代」が成立した背景を考察する。一章で「名代」は、知行地に賦課した課役を負担させる戦国大名の目的と、課役を負担することで改易を遁れ「家」の知行地を保持する従者側の目的、双方の利害の一致によって成立したと述べた。これを踏まえ柴裕之氏が指摘する、「名代」の成立の背景を再検討していこう。

まず柴裕之氏は、「東条松平亀千代の「名代」としての松井忠次の政治的立場は、松井忠次を支持することで、当主幼少などにつき不安定であった東条松平家中に影響力を持つとする徳川家康の思惑と保証を背景に成立した」とする。また従者側の松井忠次については、「松井忠次が家康より東条松平家と自身の進退の保証をえることにより、引き続き東条松平家中内の政治的立場を保持しようとする働きをみることができ」としている。

今川氏や徳川氏が、「名代」を立てる目的の第一義は、課役を安定的に負担させることである。松井忠次に、「名代」として東条松平家中に対する権限を全て一任し、さらに家中から家康への直接の訴えを退けた。そうなれば家中は「名代」の決定に従うほかなくなる。その上で「名代」に課役負担を指示すれば、統制された軍団が動くことになる。ゆえに東条松平家中から安定的に課役（軍役）負担をさせることが家康の目的であったと考えられる。

では反対に東条松平家の目的を考察する。柴裕之氏が指摘するように、東条松平家は家中が甚二郎方と忠茂方に分裂しており不安定な状況にあった。⁵⁸ 忠茂方の継承者である亀千代を支持した家中は、甚二郎が復帰すればその家中における立場を失う恐れがある。そこで今川氏・徳川氏が亀千代の進退を保証することは、東条松平家における亀千代

派（忠茂派）の家中の立場を保証することに繋がる。それにより、東条松平家で亀千代派が主導権を握ることができると。とくに松井忠次は亀千代派の筆頭の人物であり、自身の政治的立場を保持するためには、亀千代派の東条松平「家」を存続させることが必要不可欠であったと考えられる。その「家」を存続させるには課役を負担する必要がある。た。

そこで東条松平家に課役を負担させ軍事力の確保をする今川氏や家康の目的と、亀千代派の東条松平家を存続させる家中の目的、双方の利害が一致したことで「名代」が成立したと捉えるべきある。

東条松平家などの国衆とよばれる領域権力の「名代」は、家督や家中と対立する可能性がある。そのため大名などの上位者が、「名代」の権限や進退などを保証する必要があるためである。

おわりに

以上三章にわたり「名代」について考察してきたものをまとめ、最後に戦国期における「名代」の位置づけをする。

設置期間

幼少当主の「名代」は、その当主が家督として必要な「分別」や力量（軍団の指揮統制や知行所務の仕方など）が備わるまでと考えられる。また幼少当主でない例では、課役の負担が出来ない期間に設置されていた。この二点を端的にまとめると、当主が課役を負担できるようになるまで「名代」が設置されたといえる。また「名代」の立場などが、保証される契機は、課役負担についての問題が「公」に生じたときであったと考えられる。

役割と権限

課役を負担するために必要な経済基盤を差配する公事・知行所務が裁量として認められていた。そして軍団の指揮・統制、そのために必要な被官への扶持給付と召放や内通者への処罰などの権限が認められていた。また訴訟がおこなわれた場合には、幼少当主に代わり対応していたと考えられる。なお知行所務については、当主の母などの女性が担う場合もあった。以上のような課役を負担するために必要な権限が「名代」に付与される。

家中が「名代」の決定に反発し、上位者へ訴えてきても受け付けないとし、その差配が一元的に任せられ保証されている。これは家中が、上位者へ訴えることで「名代」の決定が変わる事を防ぐ目的があったと考えられる。もし訴えることを許容すれば、「名代」の決定に反発する家中・被官らは、上位者に裁定を求めてしまう。そうならば、軍事指揮や公事などの「名代」の決定や指示に従う必要がなくなる。つまり課役の負担に支障が出てくることが予想されるのである。それを防ぐために上位者への訴えを取り上げないことを保証した。そうしなければ「名代」として家中を統制することは難しかったと考えられる。そして家督が成長することで起こりうる対立を想定して、「名代」の進退保証がなされる。

人選

「名代」は、課役負担の代行という性格を有するために、課役負担が出来る人物が選ばれる。陣番などの軍役であれば、それに必要な軍費を捻出できるだけの経済力を持つ人物が選ばれる。また主に嫡流ではない近親者（叔父・伯父・外戚、養子の場合には実父・実兄も含む）であると考えられよう。嫡子であれば家督となり、老齢であれば隠居として活動するため「名代」として代行する必要はない。

また「名代」が家中から支持されない状況であれば、軍団の指揮・統制などがままならならず、上位者の目的にも合致しない。ゆえに家中から一定度の支持を有する人物である必要がある。その決定は合議によってなされたと推測

される。⁽⁵⁹⁾

設置目的

戦国大名は安定的な課役の負担を国衆・土豪・給人に求めていた。その国衆・土豪・給人の「家」が経済的・政治的に不安定な状況に陥ると、戦国大名からの課役を負担することは難しくなる。それを回避するために「名代」を活用した。一方、土豪・給人は課役負担の怠慢による改易を防ぎ、「家」の経済基盤である知行地の散逸を防ぐ目的があった。また国衆の被官らは家中における自身の立場や、当主から充行・安堵された本領や知行地の喪失を防ぐことが目的であつたと考えられる。

それが「名代」として設置される理由を考察する。「今川仮名目録」⁽⁶⁰⁾では、嫡子は相続した所領を庶子に分け与え、その扶持を受けた庶子は嫡子の下で奉公することを定めている。井出氏や西郷氏、戸田氏の事例では、「名代」は庶流の人物であり、嫡子からの扶持を受け、その下で奉公する立場にあつた。村松氏の事例では、遠藤氏当主の実父兄（親類）ではあるものの、遠藤氏の軍役を負担できる立場ではない。松井忠次の事例では、松井忠次は亀千代の「家中」であるため、本来は亀千代の軍事指揮下で奉公する立場にあつた。つまり、家督でない立場の人物が「家」の軍事指揮権を行使するためには、別の位置づけが必要だつたものと考えられる。それが「名代」であつたのだろう。

では、戦国期における「名代」を位置づける。戦国大名は、統制が取れた軍団を形成するために「家」の構造を利用しており、一定の秩序をもって「家」を存続させることが必要であつた。⁽⁶¹⁾そのためには、「家」の中核となる家督の存在が重要である。その家督が幼少になると、「家」が不安定となり課役負担に支障をきたすことになる。課役負担の怠慢は、土豪や給人にとっては「家」の知行地の没収・改易をとまなう。また統制・従属関係にある国衆にとつての軍事奉公の怠慢は「逆心」として捉えられ、その「家」の存立が危ぶまれる状況となる重大な問題である。⁽⁶²⁾ただし、

それは戦国大名にとっても課役賦課単位としての「家」を喪失し、軍事力の減衰を招きうる問題でもあった。そのような利害関係の一致から、「名代」による課役の負担が認められ問題の解決が図られていた。つまり戦国大名は、「家」から安定的に課役を負担させるために、「名代」という手段を用い、不安定な「家」の秩序を保持しながら存続させた。戦国大名は、そのような構造を利用していたのである。

家督という存在は、それを支持する家中にとって、自身の権益や立場を保証しうる唯一の存在である。一方、大名にとつては「家」の秩序を保つために、その家中らが結集する「核」として必要な存在であったと考えられよう。そして「家」を存続させる手段である「名代」が権限を代行する根拠は家督にあった。そのために家督は、幼少・若年であっても必須の存在であったのである。

註

- (1) 拙稿「永祿期の三河国牛久保の牧野氏とその家中」(『戦国史研究』七十三号、二〇一七年)。
- (2) 中田薫「東西封建の後見制の比較」(第二版『法制史論集』第一卷、岩波書店、一九七〇年。三五頁～三五六頁。初出『国家学会雑誌』第三十一卷一、一九一七年)。同「中世の家督相続法」(第二版『法制史論集』第一卷、岩波書店、一九七〇年。初出『国家学会雑誌』第三二卷一〇号、一二二号、一九一八年)。
- (3) 前註(2) 中田薫、一九一八年。二七一頁～二七二頁。なお封的後見人は「(一) 被後見人に属する領国御恩地を、収益するの権利を含む所の Tutela fructuaria (筆者註：収益的後見) なること(二) 被後見人の主君に対しては、彼に代て封的勤務に服し(三) 被後見人の被官眷属百姓に対しては、彼に代てこれを支配し、(四) 被後見人自身に対しては、相当の扶養料を支給すること」以上の権利義務があつたとする。(中田薫、一九一七年。三五六頁。)
- (4) 石井良助「我が古法における後見と中継相続——幼年保護を中心として——」(『日本相続法史』創文社、一九八〇年。一〇七頁～二〇七頁。初出『法学協会雑誌』六五号一、一九四七年)。なお陣代、番代については、「被後見人が成人(ふつう十五歳)に達するまで、その所領、ことに恩領を知行し、眷属領民を支配し、主人のために封的勤務に服するとともに、被後見人を扶持する義務を有した。」としている(一二二頁～一二三頁)。
- (5) 福尾猛市郎『日本家族制度史概説』(吉川弘文館、一九七二年。一三五頁)。その根拠は「結城氏新法度」「塵芥集」と思われる。なお、佐藤貴浩氏は伊達氏の関係史料を検討し、「名代」は「家督」のことを示すと指摘する(佐藤貴浩「戦国期国分氏家中の動向と伊達氏」(『駒澤史学』七十一号、二〇〇八年)。
- (6) 柴裕之「徳川氏の駿河河東二郡支配と松井忠次」(『戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配』岩田書院、二〇一四年。初出『徳川氏の河東二郡支配と松井忠次』(『戦国史研究』四五号、二〇〇三年) および「松井忠次の政治的立場」(『戦国史研究』四二号、二〇〇一年)。
- (7) 平野明夫「戦国期徳川氏と三河国八名西郷氏」(『日本歴史』六九六号、二〇〇六年)。
- (8) 丸島和洋「武田家臣三枝氏の家意識とその変遷」(『戦国大名武田氏の権力構造』思文閣出版、二〇一一年)。
- (9) 松迫知広「戦国末期における島津義弘の政治的位置」(『九州史学』二六六号、二〇一四年)。同様の事例を検討した久下

沼讓氏は、「御名代」義弘の立場は、当主義久に代わって島津氏の意思決定を行う、当主権限の代行者としての側面をもつものであった可能性が高い」としている（久下沼讓「御名代」島津義弘の権限と政治的位置『戦国史研究』七四号、二〇一七年）。

(10) 長谷川裕子「畿内近国「国衆」の動向とその性格」（『戦国期の地域権力と惣国一揆』岩田書院、二〇一六年。初出「戦国期畿内周辺における領主権力の動向とその性格」近江国坂田郡箕浦の今井氏を事例として」『史苑』六一巻一号、二〇〇〇年）。なおこうした「名代」を執権として捉えている（同「戦国期地域権力の家中形成とその背景」『ヒストリア』一七七号、二〇〇一年）。

(11) 本稿で扱う事例以外に、浜名氏（『戦今』三八〇号）や鈴木氏（『戦今』二〇四五号）四宮氏（『戦今』二二九九号）が確認できる。これ以降『戦国遺文今川氏編』は『戦今』と記し文書号数を付す。

(12) 「三浦文書」（『戦今』一二二二号）。

(13) 「今川仮名目録」第十三条。

(14) 弘治三年十月九日付三浦元政充今川義元判物写（『三浦文書』『愛十』二〇七〇号）。これ以降『愛知県史資料編』は、『愛十』と表記し、〇に巻次を挿入し文書号数を付す。

(15) 「三浦文書」（『戦今』一二二三号）。

(16) 【史料一】と【史料二】で知行の員数が異なるため、同じ知行地かを考察を要する。【史料一】では「年貢員数」として米二〇一俵二斗があり、【史料二】では「仁田村員数」の合計が二一九俵一斗三升あると記されている。【史料一】は年貢の員数を指していることから、【史料二】は「年貢」以外の収入高が一七俵九斗三升あったということになる。以上から、同じ知行地と捉えて考察していく。

(17) 大久保俊昭「井出氏の場合」（『戦国期今川氏の領域と支配』岩田書院二〇〇八年。初出「駿河井出氏の研究」戦国大名今川領国における土豪層の存在形態」『地方史研究』一九六号、一九八五年）。

(18) 「浅川井出文書」（『戦今』一一六五号）。

(19) 弘治二年五月二十六日付千代寿充今川義元判物（『浅川井出文書』『戦今』一二八四号）に、「依無男子、女子松千代仁千

代寿申合」とある。

(20) 「相続の時点では女子を主体としながらも、いったん相続すれば、公役勤仕という命題から、婿が家の継承者となるのは当然で、主体は婿に移る。しかし婿の不実が発生した時の実子の女子への悔返権が相続当初より付帯されており、この権限は容易に復権しえた」という指摘である(田端泰子「戦国期女性の役割分担―経済活動と財産相続」『日本中世女性史論』塙書房、一九九四年)。

(21) 「浅川井出文書」(『戦今』、一三三七号)。

(22) この他に、盛重は自身の娘伊勢千代を同族の善三郎の子千熊に嫁がせ、その千熊の知行に賦課された陣番を「名代」として勤めている。(永禄十年八月五日井出伊賀守充今川氏真判物写「諸州古文書三下」『戦今』、二二二九号)

(23) 前註(17)。盛重は年貢を定納する立場で余計分の所務が今川氏より認められ、また酒屋経営を行っていたことが指摘されている。ゆえに経済力があつたと評価されている。

(24) 前註(17)。

(25) 前註(7)。

(26) 今川氏真判物(「牧野文書」(『愛十一』、一二二二号)。

(27) 「譜牒余録」(『愛十一』、一六五号)。

(28) 「譜牒余録」(『愛十一』、一六六号)。

(29) 名代が立てられる時期の「御成人之際」について、平野明夫氏は「孫六郎の子息が成人のおりには「名代」として尽力」と解釈している(前註7)。幼少で課役が勤められないから「名代」が必要となることを考えると「成人(元服)したとき」と訳すには疑問が残る。そこで「成人」の解釈には言葉通りの「大人になる」という意味と「幼い者が成長すること」(「成人」の項(『日本国語大辞典』第二版)という意味がある。また「際」には「③物事の様相が転換するような大切な時期。転機。時。折り。当座。」という意味合いがあるので、訳は「御成長する時期」と取るべきであろう。なお「譜牒余録」には「兄孫六郎幼少之一子西郷二在之候間、正勝遺跡ヲ彼ニ被仰付、成人之内陣代仕度旨奉望」(内閣文庫影印叢刊『譜牒余録』八七七頁。)とある。また『寛政重修諸家譜』の清員の項には、「幼弱たりといえども彼にたまはり成人に及ぶまでは清

員陣代たらん事をこふ」(『新訂寛政重修諸家譜』六卷、二九六頁。)とあり、その蓋然性は高いと考えられる。また「御覚悟」について、平野明夫氏は「あることを見通して、それに対処する心構えを事前に持つこと」と解釈している(同前)。『日本国語大辞典』第二版「格護・捨護」(カクゴ)の項を引いてみると、「①扶持すること。援護。助勢すること。扶養。保護すること」②守り備えること。まもり。守備」③所持すること。保有すること④領有して、支配すること。領知」とあることから、「御家中御親類・被官・御領中」の支配と捉えるべきだろう。

(30) 今川氏真感状(各家系図岡山由緒記所収写真)『戦今』、二七五八号)。この戦功により、吉員は「孫八」から「左衛門佐」へ名乗りを替えたのであろう。

(31) 平野明夫「三河統一期の支配体制」(『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇六年)。煎本増夫「家康譜代部將軍団の成立過程・永祿末年の徳川氏軍制」、『幕藩体制成立史の研究』雄山閣、一九七九年)。

(32) 前註(7)。平野明夫氏は、吉員が徳川氏の後ろ盾を必要としていることから、吉員の立場が不安定な状況にあったことを推測している。そして吉員を支持する勢力とそれに反発する勢力があったと類推している。

(33) 「名古屋博物館所蔵文書」(『愛十一』六〇一号)

(34) 弘治元年十月十六日付戸田伝十郎充今川義元判物写(『参州戸田文書』『愛十』一九七四号)。弘治二年二月三日付同上判物写(『参州戸田文書』『愛十』一九九九号)

(35) 知行安堵や所務沙汰に関する権限を、虎千代母のような女性が代行することは、国人層や戦国大名の「家中」に一般的に内在・存在する事象だったと指摘されている(久保田昌希「今川領国の形成」『戦国大名今川氏と領国支配』吉川弘文館、二〇〇五年。七七頁)。

(36) 永祿十年六月日付松平虎千代充徳川家康判物(『愛十一』五五七号)。

(37) 虎千代は天正五年(一五七七)以降に、諏訪原城(静岡県島田市)や江尻城(静岡市)に在番し、天正十四年五月十二日の旭姫の輿入れに「酒左馬寄国衆」として接待をしている(『家忠日記』)。

(38) 前註(6)および平野明夫「今川義元の三河支配 観泉寺所蔵東条松平文書を通して」(『駿河の今川氏』第九集、静岡岡谷島屋、一九八六年)。

(39) 山田景隆等連書起請文「観泉寺文書」『愛十』一八一〇号)。

(40) (天文二十年) 十二月十一日付今川義元判物「観泉寺文書」(『愛十』一八一二号)。

(41) 弘治二年二月二十七日付松平亀千代充今川義元判物(「観泉寺文書」『愛十』二〇〇四号)。

(42) 「観泉寺文書」(『愛十』二〇二八号)。

(43) 甚二郎が離反した天文二十年七月までには織田・今川氏の間で停戦が締結された結果、尾張国に逗留できなくなり、関東へ移ったことが指摘されている。しかしこの停戦は翌年には破綻していた。(小川雄「一五五〇年代の東美濃・奥三河情勢―武田氏・今川氏・織田氏・齊藤氏の関係を中心として―」『武田氏研究』四七号、二〇一二年)。また関東から尾張に戻った点については、天文二十三年の甲駿相三国同盟の締結により、北条氏に取り立てられる可能性がなくなったことに関係していると考えられている(『新編安城市史』六〇五頁。村岡幹夫執筆分)。

(44) 前註(39)

(45) 前註(6)。

(46) 松井家文書(『愛十』一一九号)。なお千々和到氏は、白山滝宝印の版木が時系列に合わない点、これに書かれている貞永式目にみえる神文は、他大名との外交文書として多く用いられるが、この文書は該当しない点。以上の二点から、この文書は慎重に検討をする余地があるかもしれないとする。ただし、版木については、家康に牛玉宝印をもたらす白山の先達に二系統あったとし、桜井寺・財貨寺などから白山滝宝印がもたらされたとしている。また神文についても「定式化の前の雑多な副文の一種と考えることもできなくはない」と述べている(千々和到「徳川家康の起請文」『史料館研究紀要』三十一号、二〇〇〇年)。次いで平野明夫氏は、起請文に勧請された神文は、発給者側と受給者側の双方の信仰に基づき選択され、貞永式目の神文は関東にゆかりのある大名との間で使用されたとしている。しかし松井忠次については不明としている。(平野明夫「徳川氏の起請文」『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇六年)。

この文書以外の松井忠次起請文の神文は、【史料十】には天満のみ、そして永禄六年十月二十四日付亀千代・松井忠次充起請文(「松井家文書」『愛十』三〇一号)は八幡・天満である。平野明夫氏の指摘を考慮すると、松井忠次の信仰が天満の可能性が考えられる。しかし、そうすると家康の信仰が見えてこない。以上から家康の信仰が定まっていなかったため、貞永

式目にある神仏を引用したとみるべきではないだろうか。よってこの文書は問題ないものと判断し用いていく。

- (47) 年次は『愛知県史』で永禄四年と比定されている。のち播磨良紀氏が、花押の形状から永禄三年であると比定している(播磨良紀「松平元康の花押について」『愛知県史研究』八号、二〇〇四年)。

- (48) 「譜牒余録」(「愛十一」二〇五号)。

- (49) 前註(6)。

- (50) 前註(39)。「御屋形様并竹千代丸江忠節之事」があつたので、忠茂はその跡職を安堵された。ここから東条松平家が、今川家と徳川家に忠節する家であるとわかる。

- (51) 永禄四年六月二十七日付松井忠次充松平元康判物(「松井家文書」『愛十一』一三二二号)。

- (52) 松井忠次充松平元康書状(「松井家文書」『愛十一』二〇四号)。

- (53) 吉田城代の酒井忠次は、その城に付随する領に対して不入権付与などの大名権限を行使していたとされる(前註(31)。平野明夫、二〇〇六年)。東条城代となつた松井忠次は、新たな権限が付与されることになつたと推測される。

- (54) 「松井家文書」(「愛十一」二五八号)。

- (55) 前註(51)。

- (56) 亀千代へ知行地が与えられるときの充所には、亀千代と松井忠次の名が記され、そのことが松井忠次にも知らされていた(永禄六年十月二十四日付松平亀千世・松井忠次充松平家康起請文(「松井家文書」『愛十一』三〇〇号))。

- (57) (永禄六年)十月二十四日付松井左近充松平家康書状写(「松井家文書」『愛十一』三〇一号)。

- (58) 前註(6)。

- (59) 越後国の毛利広春は子がいなかった。そのため自身が戦死したときは、「名代」(中継相続人)を立てるように置文を残していた(毛利広春置文「上杉家文書」『越佐史料』三卷、六六七頁)。その決定は重臣らが談合したうえで、妻の「おうゑ」がおこなうように指示している。このほかに近江今井氏の事例では、今井氏一門が連署起請文によって「名代」の異見に従うことを約束している(今井象秀等連署起請文写「嶋記録」『滋賀県中世城郭分布調査』七)。

- (60) 「今川仮名目録追加」第十条。

(61) 前註(1)。

(62) 黒田基樹「戦国期外様国衆論」(『増補改訂 戦国大名と外様国衆』戎光祥出版、二〇一五年。初版・文献出版、一九九七年)。